

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医療機関等の指定（保険課）
土地改良区連合の設立認可申請の適否の決定（農村整備課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（〃）

木材業者の登録（林務課）

保安林の指定の解除予定（森林保全課）

土地収用法による事業の認定（管理課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◇ 雑 報
第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（商工指導課）

告 示

鳥取県告示第八百九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成四年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
萬治医院	倉吉市丸山町四七六―三	平成四年十一月十二日
延寿堂漢方薬局	米子市富士見町二丁目一―五	平成四年十一月十五日

鳥取県告示第八百九十四号

大栄町土地改良区理事長河本幹、東伯町土地改良区理事長前田正二及び赤碓町土地改良区理事長谷本伊勢雄からの東伯地区土地改良区連合の設立認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場、東伯町役場、赤碕町役場及び中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十五号

境港市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業余子地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十六号

赤碕町が行う土地改良事業（単県は場整備事業赤碕地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十七号

鳥取県木材業者及び製林業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	登録年月日	所在地	法人の名称及び代表者の氏名
米本第九号	平成四年十月一日	米子市旗ヶ崎七丁目一―九	外材産業株式会社 代表取締役 川崎 洋

鳥取県告示第八百九十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡岸本町久古字砂欠一五四六、一五四七の一、中山町退休寺字樋谷西平四七五（次の図に示す部分に限る。）、羽田井字大谷一四二〇の八・一四二〇の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、日野郡日野町三谷字屋内谷二二〇の一、二二三の一、二二四の一、二二七の二、溝口町福岡字長井谷奥ノ一 一一四二、一一四六、字岡平ル二二二二、二二二三、二二二五、字佛谷二二三〇から二一三二まで、二一三六、二一四〇、大坂字鷹子二三、二四、長山字松ヶ成ル四六四から四六六まで、字古寺四七三、四七四、四七七、四八七

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字長井谷奥ノ一 一一四二（次の図に示す部分に限る。）、字佛谷

二二三〇から二二三二まで

二 保安林予定森林の所在場所

西伯郡中山町松河原字東庄田一三六三の一、一三六五の一、一三六

五の二、会見町田住字五反田四七九の二、四七九の五から四七九の八

まで、字カケ尻五二二から五二五まで、五二六内第一、五二七内第一、

五二八、米子市観音寺字中山一二七、字北谷二四九から二五一まで、

二五三、二六八、字岩崎ノ一 六八五、大谷町八六の一、四一四の一、

四一四の二、四二四、日野郡日野町三谷字家ノ向二一八の一

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字東庄田一三六五の二（次の図に示す部分に限る。）、字カケ尻五

二二、五二四、五二五、五二六内第一、五二七内第一、五二八、字北

谷二四九、二五〇、字岩崎ノ一 六八五、大谷町四二四

三 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字八橋字上大平ル三四七二の一七、三四七二の二〇

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに米子市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日野町

二 事業の種類

日野町庁舎新築工事

三 起業地

- 1 収用の部分 日野郡日野町根雨字大畑、字寺ノ前大道下夕、字郷ノ木、字柿ノ木田及び字権現ノ下モ地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 日野町役場

鳥取県告示第九百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年六月十八日 鳥取県指令受鳥土維第百五十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一一五
株式会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

鳥取県告示第九百一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

平成四年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表米子信用金庫の項中「米子市米原」を「米子市米原五丁目」に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第百一十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成四年十一月十七日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	キャッツアイ7	株式会社大一商会
"	ターバン2	"
"	ゲレイス	"
"	ラッキーボーイ	"
"	CRフンドラル	マルホン工業株式会社
"	スリラー	"
"	笑点	"
"	笑点2	"
"	CR・ミリオン	株式会社平和
"	ペンタイン	"
"	スーパークルーン	"
"	ピタホールSSP	株式会社ソフインタ

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成4年12月1日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成4年11月17日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篁 篤

○法第5条第1項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所
西川寝装株式会社
鳥取市富安一丁目113
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ゾライダルゾラザベルセース
鳥取市千代水四丁目1
- 3 開店日
平成5年4月6日
- 4 店舗面積
978㎡

5 主として販売する物品の種類
寝具、家具、宝飾品、ギフト品